

# 公 告

「みなし脱退」に関するお知らせ

ちばコープでは、組合員数をより正確に把握するために、毎年の総代会で「住所不明組合員のみなし脱退手続き」を行なっています。今回、「生活協同組合ちばコープ住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規約」に基づいて「みなし脱退」対象者の公告を行います。

2012年2月6日

生活協同組合ちばコープ

理事長 田井 修司

1. 2011年12月20日を基準日とした「みなし脱退」対象の組合員数は 5,356名です。

「みなし脱退」対象の組合員とは

毎年12月20日を基準日として、以下の条件にあてはまる方です。

- (1) 通常総代会直後にコープデリ宅配事業利用組合員以外に発送する「出資配当通知書」が、3期連続して宛先不明で返送された方。
  - (2) 上記(1)の3カ年度(最終年度は基準日まで)、利用高実績(共済事業を含む)がなく、かつ、増資・減資・住所変更がされてない方。
- 上記(1)(2)のいずれかに該当し、かつ登録された電話番号でも連絡がとれない方。

2. 「みなし脱退」対象者となる組合員の方は、公告期間内に「組合員登録情報変更申込書」を提出してください。

**公告期間は2012年2月6日から2012年3月11日です。**

- (1) 「みなし脱退」対象の組合員にあてはまる方は、お近くのコープデリ宅配センター、店舗にお問合せの上、所定の「組合員登録情報変更申込書」に必要事項を記入し提出をお願いします。

**\* ご本人であることの確認をさせていただきますので身分が証明できる書類をご持参願います。**

- (2) お問い合わせにつきましては、下記コープ組合員情報センター(千葉)でも受け付けております。

3. 2012年3月20日までにご本人からのご連絡がなく、実在が確認できないときは、定款第10条第2項「脱退の予告があったもの」とみなし、「みなし脱退」の手続きをさせていただきます。

4. 今回「みなし脱退」の対象となっていない組合員の方も住所変更等があった場合には、お手数ですが、お近くの店舗か、コープデリ宅配センター(担当者)またはコープ組合員情報センター(千葉)までご連絡ください。

お問合せ先：コープ組合員情報センター(千葉)  
0120-233-761(フリーコール) 043-233-6373  
(日曜を除く9時30分~17時)